

一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社自由契約訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社が開設するヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う介護保険制度、障害者総合支援制度に該当しない訪問介護の自由契約訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保し、要介護状態又は要支援状態にある高齢者・障がい者等に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度と障害者総合支援制度に該当しない訪問介護の援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、表のとおりとする。

名 称	ヘルパーステーションいきいき
所在地	江別市大麻沢町5番地の6（江別市いきいきセンターさわまち内）
名 称	ヘルパーステーションわかくさ
所在地	江別市若草町6番地の1（江別市いきいきセンターわかくさ内）

(従業者の職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者（常勤）

サービス提供責任者は、事業所に対する介護保険制度、障害者総合支援制度以外の訪問介護事業の利用の申込に係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行うとともに、自らも介護保険制度、障害者総合支援制度以外の訪問介護事業の提供にあたるものとする。

(3) 従業者（常勤、非常勤）

従業者は、介護保険制度、障害者総合支援制度以外の訪問介護事業の提供にあたるものとする。

(営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで（ただし、祝日及び年末年始を除く）

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分まで

(3) サービス提供日 年中

(4) サービス提供時間 24時間

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活支援
- (3) その他公社が必要と認めるサービス

(利用者の範囲)

第7条 介護保険の認定を受けている方(世帯)、障がい者手帳をお持ちの方(世帯)、障害支援区分認定を受けている方(世帯)、その他公社が必要と認める方(世帯)。

(利用料金等)

第8条 利用料金は、別表第1に定めるとおりとする。

2 事業者が利用料金を請求する場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、江別市の全区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(従業者の研修)

第11条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(その他運営についての重要事項)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

（利用者負担金）

区 分	30 分以下	30 分を超える 1 時間以下	1 時間を超える 1 時間 30 分以下	1 時間 30 分を超え 30 分増す毎に
金 額 (税込み)	2,000 円	3,000 円	4,000 円	+1,000 円

* 午前 6 時から午前 8 時まで 25%増

* 午後 6 時から午後 10 時まで 25%増

* 午後 10 時から午前 6 時まで 50%増

（キャンセル料金）

利用予定日に体調不良等で利用を中止し、前日の午後 5 時 15 分までに事業所へ連絡がない場合は、派遣ヘルパー 1 人あたり 1,500 円を徴収する。